

「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要

現行の資格制度

- 長野県内で登山案内業を営むには、知事による許可が必要とされ、そのための試験を実施している。（根拠：長野県観光案内業条例 昭和28年）
- この登山案内業者を「信州登山案内人」と呼んでいる。

1 現状

2 課題

3 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方

4 長野県山岳観光振興のための提言

長野県の登山

- (1) 中高年登山者や山ガールをはじめとした初心者の増加。
- (2) 本格的なクライミングは少数。
- (3) 未組織登山者の増加。
- (4) ツアー登山の隆盛。
- (5) 外国人登山者の増加。

- (1) 山岳遭難者に占める中高年者割合が増加。
- (2) 登山界全体としては、①知識、技術、経験が十分でない登山者が増加、②山岳会等の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。
- (3) ツアー登山については、①参加者のレベル、年齢が多様であること、②ガイドの質が様々であることなどから生ずる危険性が存在。
- (4) 多くの外国人登山者は、知識、装備が不十分。

長野県における新しい山岳ガイド資格制度のあり方（信州登山案内人制度の見直し）

- (1) 山岳ガイドは、本県の山岳と登山者をつなぐソフトインフラ。
- (2) 登山をめぐる環境の変化に積極的に対応。
- (3) 旅行者（登山者）のニーズに対応。
- (4) 本県山岳観光を取り巻く諸課題にも視野を拡大。

(1) 本県独自の資格制度の必要性

(2) 本県において求められる山岳ガイド（能力、独自性）

(3) 本県資格のあり方（試験レベル、研修、資格更新の方法、有資格者への対応）

(4) 一般登山者、外国人登山者への対応

ツアー登山企画旅行会社への対応

基本的な考え方

検討項目

議論のまとめ

- (1) 地元の山に精通した独自の山岳ガイドが必要。
- (2) 本県の山岳ガイドに求められる能力と知識は4点。
 - ① 安全確保能力
 - ② 登山に関する一般的な知識
 - ③ 山の歴史や文化に関する知識
 - ④ コミュニケーション能力（接客やおもてなし）
- (3) 新制度は、山岳ガイドの一定の能力・知識を県が認証。
- (4) 資格のレベルは、現実のガイドが対象としている、入門から中級までの登山に対応。
- (5) 山岳ガイドの能力向上を図るため、研修を充実強化。
- (6) 資格更新の条件として、研修受講を義務付け。一線から退いているガイドには一定の配慮。

- (1) 基本的な知識、正しい知識の習得促進。
- (2) 山岳総合センター研修講座の充実強化の検討が必要。

○本県の山岳ガイドの活用に向けた、積極的な情報発信が必要。

長野県山岳観光の振興

目的

内容

手段

(1) 登山者の満足度向上

(2) 安全、安心な登山の実現

(3) 増加する外国人登山者への対応

① 新たな山岳ガイド資格制度の構築

② ガイドの資質向上

③ ガイド資格制度の周知

④ 旅行会社への働きかけ

⑤ 登山者への啓発、知識・技術の向上

○ 条例制定懇話会
↓
・ 条例制定（営業許可→能力認証）

○ 作業部会
↓
・ 試験制度見直し（詳細設計）

○ 接客、おもてなしの研修

○ 研修の充実

○ 語学研修

○ ウェブサイト、情報誌ほかによるPR

○ 直接的な働きかけ

○ 山岳総合センターの研修機能の充実強化

○ 受け入れ態勢の整備
↓
・ 案内板の外国語表記
・ 通訳ボランティアの配置

長野県観光案内業条例

- （目的）
- (1) 悪質な客引きや料金等のトラブルの防止。
 - (2) 観光案内業者の資質の向上及び業務の適正化。
- （経過）
- 条例制定から現在まで大きな見直しはなく、ほぼ制定当初の形で存続。

- (1) 運用により山岳ガイドにのみ適用。
- (2) 報酬を得てガイド業を行う場合には知事の許可が必要とされながら、無許可による者が存在。
- (3) 無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難。